

三菱 UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

2017年1月号

《目次》

《退職給付会計に関する話題》 リスク分担型企業年金の会計処理について	… 1
《第 18 回社会保障審議会企業年金部会の議論の動向 その 4》 DBのガバナンス強化について④	… 6
《企業年金の半世紀を振り返る その 10》 退職給付会計基準の改正について	… 14
《アメリカの私的年金改革の変遷と動向 その 4》 IRAの仕組みと日本への示唆	… 18
《アドリブ経済時評》 新年にあたって	… 25

本誌およびバックナンバーは弊社ホームページにて掲載しております。

弊社ホームページアドレス：<http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

退職給付会計に関する話題

リスク分担型企業年金の会計処理について

平成29年1月以降、制度実施が可能となる「リスク分担型企業年金」について、会計上の取扱いが確定し、会計上はDCとして取り扱われることとなりました。また、制度移行時には終了会計が行われ、リスク分担型企業年金のみに要請される情報開示事項があります。

本稿は、今般、公表されたリスク分担型企業年金における会計処理について解説します。

1. ASBJが実務対応報告を公表

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、平成28年12月16日に実務対応報告第33号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」を公表しました。

この実務対応報告は、平成29年1月から制度発足が認められる「リスク分担型企業年金」についての会計上の取扱いを定めたもので、平成29年1月1日以降に適用が開始されることとなります。

リスク分担型企業年金は、事前に将来の積立不足に対応する掛金（リスク対応掛金）を拠出することを前提に、財政が悪化した場合は受給者への給付で減額（逆に財政が好転した場合は、給付を増額）する制度です。財政状態の変動を給付で調整するため、予め規約で定めた標準掛金およびリスク対

応掛金以外（移行時点で過去勤務債務がある場合は特別掛金を含む）は、追加の掛金負担が生じません。

同制度は、会計上の取扱いが大きな焦点となっていました。会計上、DCとして取り扱われ、貸借対照表への負債計上が不要と認められれば、制度の普及に弾みがつくと考えられたからです。ASBJでは、厚生労働省からの要請を受け、平成27年11月から同制度についての会計上の取扱いを議論してきました。実務対応報告で示された会計上の取扱いは、①リスク分担型企業年金の会計上の分類、②確定給付型制度からリスク分担型企業年金に移行する場合の会計処理、③リスク分担型企業年金に関する情報開示、の3つです。

2. リスク分担型企業年金の会計上の分類

会計上の論点の1つ目は会計上の分類についてです。結論としてリスク分担型企業年金は、会計上はDCとして取り扱われることとなりました。実務対応報告では、「制度の導入時の規約に定められた標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金の拠出に限定さ

れ、当該掛金の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付に関する会計基準第4項に定める『確定拠出制度』に分類する」としています。退職給付に関する会計基準では確定拠出制度について、要拠出額を費用とするとしています（未拠出額

は未払金として処理)。リスク分担型企業年金もこれと同じ処理を行うこととなります。

また、仮にリスク分担型企業年金であっても、将来財政が悪化した場合に掛金を引き上げるような労使合意がなされている場合は、DCとは認められないとしています。

3. 確定給付型制度から移行する場合

会計上の論点の2つ目は、確定給付型制度からリスク分担型企業年金に移行する場合の会計処理です。リスク分担型企業年金はDCとして取り扱われることとなるため、過去分を含めてDCへ移行する場合と同様、移行時には制度終了会計を行うこととなります。(将来分のみをリスク分担型企業年金へ移行する場合は、制度終了会計は行いません。)

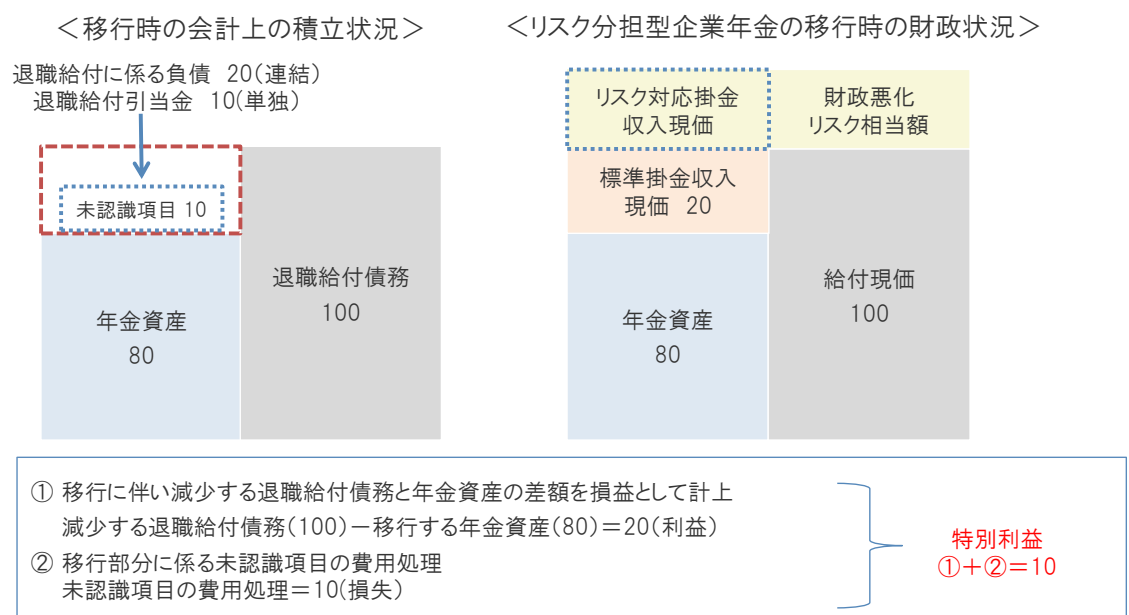
制度終了会計時には、①終了部分に相当する退職給付債務と年金資産の差額を費用

さらに、直近の分類に影響を及ぼす事象が生じた場合は、分類の再判定を行うことを要求しています。こうした規程は、加入者等には給付水準維持のための掛金引上げを約束する一方で、会計上はDCとして取り扱われるような「基準逃れ」を防ぐために設けられているものです。

処理、②終了部分に相当する未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を一括費用処理します。ただし、リスク分担型企業年金への制度移行で留意すべき点は、移行前の年金制度で特別掛金の未償却額がある場合とない場合では処理が異なることです。以下、各々のケースについて数値を交えて解説します。

まず初めに、図表1は特別掛金の未償却額が存在しないケースです。

(図表1) リスク分担型企業年金へ移行する際の会計処理 (特別掛金がない場合)



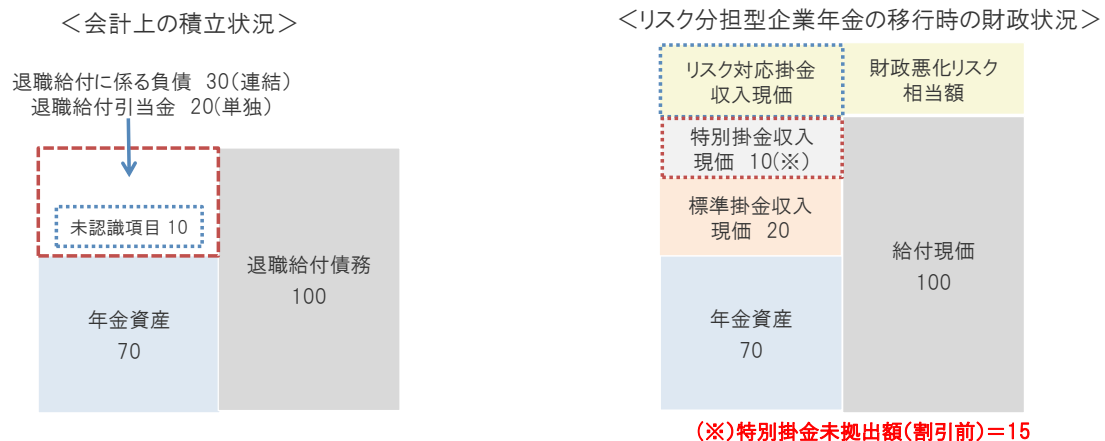
移行時の会計上の積立状況は、退職給付債務100、年金資産が80、未認識項目が10（損失）となっています。制度移行により減少する退職給付債務と年金資産の差額は $100-80=20$ となり、20の利益となります。一方、移行部分に係る未認識項目10（損失）を一括費用処理します。結果的に終了損益は10となり、特別利益として計上します。

次に、特別掛金の未償却額が存在するケースです（図表2）。まず、今後支払われる

特別掛金の総額を費用として処理し、未払金に計上します。移行時におけるリスク分担型企業年金の特別掛金は年金財政上は現価で表示されますが、費用処理する額は現価換算前の金額です（図表2では15）。

それ以外の処理は特別掛金がない場合と同様です。減少する退職給付債務と年金資産の差額は30（利益）、未認識項目の一括費用処理は10（損失）ですが、特別掛金の償却分だけ損益が異なります。

（図表2）リスク分担型企業年金へ移行する際の会計処理（特別掛金がある場合）



- ★ 特別掛金未拠出額(割引前)を損益認識
特別掛金未拠出額の損益認識=15(損失)・・・未払金を貸借対照表に計上
- ① 移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額を損益として計上
減少する退職給付債務(100)－移行する年金資産(70)=30(利益)
- ② 移行部分に係る未認識項目の費用処理
未認識項目の費用処理=10(損失)

特別利益
★+①+②=5

なお、未払金として計上した15は、移行後の特別掛金相当の実拠出に合わせて取り崩していくこととなります。

4. 情報開示の取扱い

会計上の論点の3つ目は、情報開示についてです。リスク分担型企業年金については新しい制度であり、馴染みも薄いため、より一層の情報開示が求められることとなりました。情報開示事項は、①リスク分担型企業年金の概要、②要拠出額、③翌期以降拠出が要求されるリスク対応掛金相当額

及び残存拠出年数、となっています。

要拠出額については、DCの要拠出額の記載も求められます。リスク分担型企業年金とDCの両制度を実施している場合は、各々の要拠出額を個別に表示せず、両制度の総額を開示すればよいことになりました。

リスク対応掛金は、同制度の基本的な枠

組みに関わるものであり、その残高と残存

拠出期間の開示が要請されています。

5. その他の論点

本実務対応報告は6月の公開草案公表から、2ヶ月間意見募集が行われました。この公開草案に対して寄せられた意見に対しては、次のような見解が示されました。

(1) リスク分担型企業年金の給付調整部分を他の制度から補てんする場合

リスク分担型企業年金の財政が悪化し、給付の減額調整が行われる場合に、退職一時金制度などの他制度から減額調整部分を補てんするような制度設計を行うことは可能となっています。このような場合、補填される側であるリスク分担型企業年金の会計上の分類をどう考えるかという問題です。

結論としては、このようなケースでは補填する制度はもちろん、補填されるリスク分担型企業年金もDBと見なすこととされました。これは、リスク分担型企業年金で給付の減額調整が行われたとしても、補填する制度からの給付が増加することを通じて企業側に追加拠出義務が生じることになるからです。

(2) 特例掛金を規約で定める場合

ここで言う特例掛金は、確定給付企業年金法施行規則第64条の「当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、規約で定めるところにより、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として追加して拠出することができる」という規程に基づくものです。

この場合、拠出する特例掛金と標準掛金およびリスク対応掛金の合計額が、特例掛

金拠出前の掛金総額と同額になることを規約に定めれば、DCとして取り扱うこととしています。

もつとも、会計上の分類以前の問題として、その年の給付を賄えないような状態に陥った場合、その制度が企業年金制度として維持していけるかという問題が残ります。

(3) 再び確定給付型に分類された場合あるいは確定給付型に戻る場合の会計処理

再び確定給付型に分類された場合あるいは確定給付型に戻る場合の処理については今回、示されませんでした。その理由として、リスク分担型企業年金に移行する企業は、退職給付制度のリスク削減を意図していると考えられ、移行後に再び確定給付型制度に戻る場合の会計処理を求めるニーズは低いと考えられたからです。

今回のリスク分担型企業年金の会計処理は、新制度が発足するタイミングに合わせ、移行時および移行後の処理を示すためのものであり、早期の判断が求められたという背景があります。従って、当面ニーズがないであろうと考えられる点については今回の課題ではないとされたものです。

今回の課題としない背景には、早急に結論を出すのが難しいと言う事情もありました。まず、再判定で確定給付型に分類されたり、確定給付型に戻る事情として、年金財政の悪化で給付調整が避けられなかったり、これ以上の給付調整が困難である状況が想定されます。この状況では積立不足が発生していることが想像されますが、この積立不足の会計処理については、①この積

立不足は、リスク分担型企業年金を確定給付型として処理してきたとすれば、過去期間で費用処理してきたはずであるため、即時認識（一括費用処理）する、②新しく確定給付型として制度が発足したものとみなし、過去勤務費用として積立不足を遅延認識（分割費用認識）する、という2つが考えられます。この2つの処理に関しては、ASBJの退職給付専門委員会の委員間でも意見が割れており、現実問題として限られた期間内で結論を出すことが困難であったと言えます。

(4) IFRSでの取り扱い

公開草案に対して、IFRSでの取り扱いの明確化を求める声がありました。本来、IFRSの解釈は国際会計基準審議会の解釈委員会（IFRIC）が行うもので、ASBJにはその権限がありません。そこでASBJで何ができるかについて、IFRS適応課題対応専門委員会で議論がされました。同委員会での検討の結果、まず同委員会でIFRSの基準に照らすとどのような取扱いが想定されるかを議

論し、委員間で意見の相違が見られた場合にはIFRICに対して解釈を求める要望書を提出することとしました。

議論の結果、IFRSでもDCとして取扱われるという意見で一致し、本議論の内容等についてはASBJのHPに掲載されました。

ASBJでの議論は、IFRICの解釈を仰ぐほど解釈が分かれていないということではありませんが、これによりIFRSでの取扱いが確定したということではありません。IFRS適用企業がリスク分担型企業年金を採用した場合には、個々の企業の判断で会計処理を行うこととなります。しかし、IFRSに精通した専門家の議論や判断結果は、実務を行ううえで大きな拠り所となると考えられます。

一昨年12月18日からASBJで開始されたリスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論はようやく一段落つきました。今後は、確定した内容に基づき新しい制度の運営がされていくこととなります。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野 正徳

第18回社会保障審議会企業年金部会の議論の動向 その4

DBのガバナンス強化について④

「第18回社会保障審議会企業年金部会（以下、部会）」（平成28年6月14日実施）で提示された全てのDBに関するガバナンス強化策として、前号は「組織・行為準則」および「資産運用ルール」に関する項目について解説しました。

今回は、全てのDBに関するガバナンス強化策として、「DBのガイドラインの見直し」と「加入者等への説明・開示」について解説します。

1. 資産運用ガイドラインの見直し

全てのDBに対するガバナンス強化策の中で「資産運用ルール」については、厚生年金基金の資産運用ルールを参考に一定の見直しを行うべきとされました。

資産運用ガイドラインは、法令ではなく資産運用関係者に課される「善管注意義務」「忠実義務」について業務を行う場面を想定して具体的な行動指針を記述したもので、資産運用関係者が職務を全うするために留意すべき事項を示したガイドラインです。

DBの資産運用ガイドラインは、平成14年のDB施行に伴い、当時の厚生年金基金ガイドラインを参考に制定されました。

その後、平成24年にAIJ事件を契機とし

て、厚生年金基金のガイドラインについては、「受託者責任の明確化」「基金の資産運用管理体制の強化」「外部専門家による支援体制の強化」等の観点から見直しが行われ、分散投資の考え方やオルタナティブ投資を行う場合の留意点、資産運用委員会の議事録の加入者への周知等についての改定が行われましたが、DBについては見直しが行われませんでした。そのため、厚生年金基金の資産運用ガイドラインの見直し項目を参考に、DBについても必要なガイドラインの見直しを行うことにより、厚生年金基金と同様の資産運用に関する規制強化を図ることとされました。

2. 資産運用委員会の設置

1つ目は、資産運用委員会の設置についてです。現状、DBについては資産運用委員会の設置義務はなく、資産運用委員会を設置することが望ましいとの記載に留まっております。特に規約型DBについては、資産運用委員会がほとんど設置されていない状況となっています。ガバナンス強化の観点か

ら、資産運用委員会の設置が必要であるものの、一律の義務付けは事業主に多大な負担を与えるとの意見から、資産規模100億円以上について設置の義務付け案が示されました。さらに、今後の実施状況を検証した上で、より小規模のDBについても設置のあり方を検討するとされました(図表1)。

(図表1) DBのガバナンスに関する見直し項目(資産運用委員会)

	現行ルール	見直し案
①資産運用委員会	<DBガイドライン>(設置) 年金運用責任者を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 資産規模100億円以上のDBに資産運用委員会の設置を義務づける。 上記状況を検証した上で、より小規模のDBにおける設置のあり方を検討

出所：厚生労働省(2016)「第18回社会保障審議会 資料1」(H28.6.14)から筆者作成

3. 分散投資義務とオルタナティブ投資

2つ目は、分散投資義務です。資産運用に関する分散投資の重要性に鑑み、分散投資を行わないことに合理的理由がある場合には、当該合理的理由を運用の基本方針に定めるとともに加入者及び事業主に周知することが必要であるとししました。また、運用委託先が特定の運用受託機関に集中しないよう集中投資に関する方針を定めなければならないとししました。

3つ目は、オルタナティブ投資の規定についてです。オルタナティブ投資について、現状ではDBについては特段の規定があり

ませんが、注意喚起を促す意味からも、運用基本方針へ新たに項目を設けて(例えば、オルタナティブ投資を行う目的、政策的資産構成割合におけるオルタナティブ投資の位置付け・割合など)、運用機関の選任および商品選択等についての留意事項を示すこととされました。これは、近年、オルタナティブ投資を採用する企業年金が増え、資産構成割合に占めるオルタナティブ投資の割合が増えているため、採用に際しての取扱いについて、基本方針等で明確に定めるものです(図表2)。

(図表2) DBのガバナンスに関する見直し項目(分散投資とオルタナティブ投資)

	現行ルール	見直し案
②分散投資	<DBガイドライン> (分散投資義務) <ul style="list-style-type: none"> 資産の運用に当たっては、投資対象の種類等について分散投資に努めなければならない。 ただし、分散投資を行わないことにつき合理的理由がある場合は、この限りではない。 	<厚生年金基金ガイドライン>と同様とする <ul style="list-style-type: none"> 分散投資の重要性等に鑑み、分散投資を行わない場合には基本方針への記載及び加入者への周知を求める 運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定める
③オルタナティブ投資	<DBガイドライン> (オルタナティブ投資に関する規定なし)	<厚生年金基金ガイドライン>と同様とする <ul style="list-style-type: none"> オルタナティブ投資について、注意喚起を促す意味からも、運用の基本方針の節に新たに項目を設けて、運用の基本方針にその位置づけ等を記載し、運用機関の選任及び商品選択等についての留意事項を示す

出所：厚生労働省(2016)「第18回社会保障審議会 資料1」(H28.6.14)から筆者作成

4. 運用受託機関の選任と評価

4 つ目は、運用受託機関の選任と評価についてです。現状の DB ガイドラインの中でもある程度の規定がありますが、厚生年金基金ガイドラインに記載されている事例を参考に項目を追加する他、近年、新たに

注目されている「スチュワードシップ責任」「ESG 投資」「受託業務監査」「投資パフォーマンス基準 (GIPS)」について、運用受託機関の選任・評価の定性評価項目としたらどうかという案が示されました (図表 3)。

(図表 3) DB のガバナンスに関する見直し項目一覧 (運用受託機関の選定・評価)

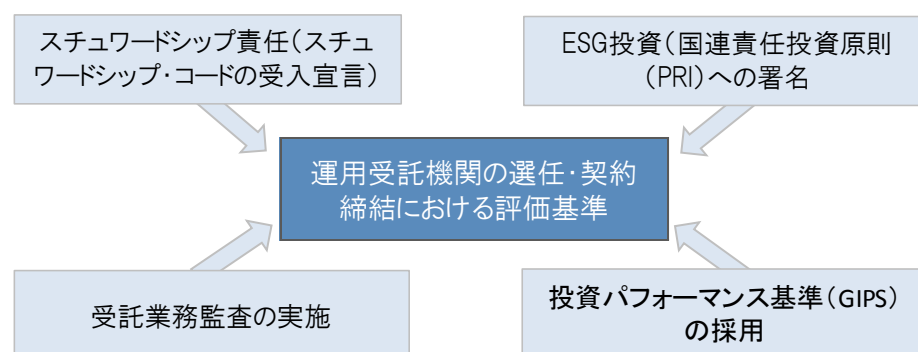
	現行ルール	見直し案
④運用受託機関の選任・評価	<p><DBガイドライン> (選任の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく定性評価を加えた総合評価をすることにより行うのが望ましい <p>(定量評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価による収益率を基準とし、資産種類ごとに適切な市場ベンチマークを設定すること、同様の運用を行う他の運用受託機関の収益率との相対比較を行う等、一般的に適正と認められる合理的な基準により行うものとする <p>(定性評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定性評価については、運用についての基本的考え方、運用責任者及び運用担当者の体制及び能力、調査分析等運用支援の体制などを総合的に考慮 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金ガイドラインに記載されている具体的事例を追加するほか、「スチュワードシップ責任」、「ESG 投資」、「受託業務監査」、「投資パフォーマンス基準 (GIPS)」を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目の一つとして例示する <p>⇒スチュワードシップ・コードの取り組みや議決権行使の考え方を評価して運用受託機関を選任した場合、当該運用受託機関が議決権行使を行う際には、以下のような対応が考えられる</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に運用受託機関から議決権行使、スチュワードシップ行動の実績等の説明を求める 運用受託機関から説明内容をその評価項目の一つとする 運用受託機関のスチュワードシップ行動の状況を代議員会等へ報告する

出所：厚生労働省 (2016)「第 18 回社会保障審議会 資料 1」(H28.6.14) から筆者作成

スチュワードシップ・コードの取り組みや議決権行使の考え方を評価して運用受託機関を選任した場合、運用受託機関が議決権を行使する際には、企業年金として次のような対応が考えられるとしました。①定期的に運用受託機関から議決権行使、スチュワードシップ行動の実績説明を求めること、②運用受託機関からの説明内容を評価項目に加えること、③運用受託機関のスチュワードシップ行動の状況等を代議員会等へ報告すること。

これらの見直し案の背景には、機関投資家におけるスチュワードシップ責任の重要性が高まり、機関投資家の一翼を担う企業年金においても、スチュワードシップ・コードの受入れの促進や、ESG 投資への積極的な取り組みにより、投資先企業の持続的成長と価値向上を促し、中長期的なリターンの拡大を通じて、受益者である加入者等の老後所得保障の充実を図ることが必要であるとの考え方があります (図表 4)。

(図表4) 運用受託機関の選任・評価の定性評価として新たに追加する評価項目



出所：厚生労働省（2016）「第18回社会保障審議会 資料1」（H28.6.14）から筆者作成

<スチュワードシップ責任>

スチュワードシップ・コードとは、金融庁が平成26年2月に公表した「責任ある機関投資家の諸原則」です。機関投資家は、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任があるというものです。本原則は、法的拘束力を有する規範ではなく、趣旨に賛同し、これを受け入れる機関投資家はその旨を表明するもので、スチュワー

ドシップ責任とは、スチュワードシップ・コードの受入宣言を意味しています。

政府が掲げる成長戦略「日本再興戦略2016」の中でも、「2-2 活力ある金融・資本市場の実現（企業年金等の改善）」項目として、「企業年金について、スチュワードシップ・コードの受入の促進など、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る。」ことが示されました（図表5）。

(図表5) 日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現
(1) 新たに講ずべき具体的施策
vi) 企業年金等の改善
確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の成立後、その円滑な施策を図るとともに、運用リスクを事業主と加入者等で分担する「リスク分担型確定給付企業年金制度」等の導入により、企業年金の普及・拡大を図る。
あわせて、年金基金においてスチュワードシップ・コードの受入れの促進など、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る。

出所：日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）p162から筆者作成

企業年金連合会は、厚生労働省と連携し「スチュワードシップ検討会」を設置し、

平成28年10月5日に初回会合が開かれました。受託機関等を交えて検討を行い、平

成29年3月頃を目途に報告書をまとめる予定です。現在、同コードの受入を表明している機関投資家は26団体で、このうち企業年金は企業年金連合会を含めて8団体です。

<ESG投資>

ESG投資とは、長期投資において投資先企業が持続可能な社会の維持・実現の観点から、環境問題（Environment）、社会問題（Society）、企業統治（ガバナンス）（Governance）に配慮した経営を行っているかどうかを判断要素とする考え方です。

ESG投資の考えに沿い、投資の意思決定プロセスにESGへの取り組みを反映し、長期的な投資収益の向上とリスクの低減をめざす目的として、平成18（2006）年にアナン国連事務総長が「国連責任投資原則、以下PRI（Principles for Responsible Investment）」を提唱し、PRIはESG投資における世界的なプラットフォームとなっており、世界中で1,621の機関がPRI署名を行っています。

PRIは、加盟する機関投資家が投資ポートフォリオの基本課題への取り組みについ

三菱UFJ信託銀行は、責任ある機関投資家として同コードの趣旨に賛同し、平成26年3月にこれの受け入れを表明しました。

て署名した一連の投資原則であり、本原則に署名することにより、機関投資家が受益者のために最大利益を追求する義務を遂行するのに際して、意思決定プロセスに「環境問題、社会問題、企業統治」を可能な限り反映させることを約束するものです。

三菱UFJ信託銀行は、平成18年5月に国内の機関投資家の第1陣として同原則に署名し、PRIに基づく投資行動を国内に広げる活動を進めています。

最近では、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、平成27年9月に署名、企業年金連合会が、平成28年5月に署名し、日本の署名機関数は43機関（ESG投資資産額48.6兆円）となりました。

PRIでは、図表6に記載した6つの基本原則を明示しています。

（図表6）国連責任投資原則（PRI）における6つの投資原則

原則1	私たちは、投資分析と意思決定プロセスにESG課題を組み込みます
原則2	私たちは、活動的な所有者になり、所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れます
原則3	私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます
原則4	私たちは、資産運用業界において、本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけます
原則5	私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
原則6	私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

出所：PRI（Principles for Responsible Investment）「責任投資原則」から筆者作成
（[https:// www.unpri.org/download_report/18940](https://www.unpri.org/download_report/18940)）

<受託業務監査>

受託業務監査は、受託会社とその受託する業務に係る内部統制の有効性を委託者に

証明するために受ける公認会計士監査です。近年、運用受託機関の内部管理統制の高度化が進んでいること、また運用受託機関における資産管理の適切性が第三者によって

確認されるという利点があるため、主たる信託銀行や生命保険会社の特別勘定および大手投資一任業者が受託業務監査を受けている状況となっています。

<投資パフォーマンス基準>

投資パフォーマンス基準（GIPS：Global Investment Performance Standards）とは、資産運用会社が顧客に提示する運用成果について公正な表示と完全な開示を確保するための世界共通基準で、米国アナリスト協会（CFA協会）が作成した基準です。日本では、日本証券アナリスト協会が、平成11年6月に自主的ガイドライン（SAAJ-IPS）として策定、平成14年4月に日本版GIPSとなりました。

各資産運用会社がGIPSを採用するかどうかは任意ですが、GIPSに準拠するためには、GIPS基準に関する最新情報、ガイダンス・ステートメント、解釈、Q&Aおよび説明を含めて、GIPS基準の必須事項の全てに準拠する必要があり、GIPSの準拠会社は、監査法人等の検証を受けることで、その信頼性を担保することになります。現在、主たる信託銀行および大手投資一任業者はこの基準に準拠しています。

5. 運用コンサルタント等の利用

5つ目は、運用コンサルタント等の利用についてです。運用コンサルタントの適格性や中立・公正性はDBにおいても重要であると考えられることから、運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業者であり、その採用の際には運用受託

機関との間で利益相反がないことを確認することが示されました（図表7）。

これは、近年、企業に法令順守がより一層求められるようになっており、市場の公平性の観点からも利益相反等について厳格な運営が求められるものです。

（図表7）DBのガバナンスに関する見直し項目（運用コンサルタント等の利用）

	現行ルール	見直し案
⑤運用コンサルタント等の利用	<p><DBガイドライン> (運用コンサルタント等の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の基本方針等の策定、運用受託機関の選任・評価等に関し必要な場合には運用コンサルタント等に分析・助言を求めることが考えられる ・なお、運用受託機関の選任・評価に関する助言の契約を運用受託機関又は運用受託機関と緊密な資本若しくは人的関係にある期間と締結する場合、助言の中立性・公平性の確保に十分留意する必要がある 	<p><厚生年金基金ガイドライン>と同様とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用コンサルタント会社の信頼性及び中立・公正性を担保する観点から、運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認する

出所：厚生労働省（2016）「第18回社会保障審議会 資料1」（H28.6.14）から筆者作成

6. 代議員会・加入者への報告・周知事項

6 つ目は、代議員会・加入者への報告・周知事項についてです。現在の DB ガイドラインに加えて、資産運用に関して運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会へ報告するとともに、資産運用委員会の議事録を保存し、議事概要を加入者に周知する

ことが追加される予定です（図表 8）。

これは、情報開示項目を追加することにより、ステークホルダー等による外部からのガバナンス強化を行うことを目的としたものです。

（図表 8）DB のガバナンスに関する見直し項目（代議員会・加入者への報告・周知事項）

	現行ルール	見直し案
⑥代議員会 ・加入者への 報告・周知事項	<p><DBガイドライン> （報告の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の基本方針及び運用ガイドライン ・運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、運用受託機関ごとの運用実績等） ・理事会における議事の状況（加入者への周知事項） ・積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況 ・運用の基本方針の概要等（基金から基金型事業主への情報提供） ・理事長等は、事業主に対し、定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない 	<p><厚生年金基金ガイドライン>と同様とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚年基金ガイドラインでは、ガバナンスや情報開示の観点から、資産運用に関して運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告するとともに、資産運用委員会の議事記録を保存し、議事概要を加入者に周知することとされた。DB のガイドラインでも、規約型の DB があることに留意しつつ、同様の見直しを行う

出所：厚生労働省（2016）「第 18 回社会保障審議会 資料 1」（H28.6.14）から筆者作成

7. 加入者等への説明・開示

部会においては、本誌で 4 回にわたって解説してきたガバナンスの見直し項目の「総合型 DB 基金への対応」および「資産運用について」に加えて、「加入者等への説明・開示」に関する新たな課題認識が示されました。

これは、「DB 制度の目的は高齢期における年金等の支給にあることを鑑みれば、その財源を確保することが重要である。（中略）しかし、DB 制度における財政や資産運用についての理解が事業主のみならず加入者に

も不可欠であり、意思決定の参画もこれまで以上に求められることもあり、加入者等の DB 制度への関心を高めるため、DB 制度の業務概況について周知する項目や周知方法について改善する余地がないか検討する必要がある」とされたものです。

現状、DB 法施行規則第 87 条の「業務概況の周知」において「事業主等が（中略）DB に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度 1 回以上（中略）加入者に周知させるものとす

る」と規程されているものの、加入者が自らの退職後の生活設計等へつなげられていないことも背景にあります。

そのため、加入者に対して、今まで以上

に自ら加入しているDB制度の概況を周知することにより、自らの将来の老後生活設計に繋がられるような情報開示を併せて目指そうというものです。

8. さいごに

第18回部会におけるDBのガバナンスに関する強化策の議論の内容について、本誌で4回に分けて解説をしてきました。

平成28年6月14日以降、部会は開催されていませんが、今後、引き続き部会での検討が進められ、政省令やDBガイドライン等の改正が行われる予定です。

経済環境の変化等により、企業年金を取り巻く環境は変化しています。公的年金を補完する企業年金の普及・拡大のため、企

業年金のガバナンスを強化し、企業年金の安定的で健全な制度運営を行い、加入者と受給者がより安心できる企業年金の実現を目指していく必要があります。

第18回部会の解説については今回で終了となりますが、今後、部会が開催されましたら、内容についてお伝えしていきます。

なお、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 菅谷 和宏

企業年金の半世紀を振り返る その 10

退職給付会計基準の改正について

2000 年代中盤以降、世界的に退職給付会計を見直す動きが活発化しました。退職給付会計では退職給付債務と年金資産を相殺して負債または資産を貸借対照表上に開示しますが、損益処理を繰り延べる未認識項目については、積立状態に反映されておらず、貸借対照表に正確な積立状態が開示されないという欠点がありました。

2001 年、2002 年と米国で発生した不正会計事件では、この問題が指摘され、会計基準の「即時認識」導入が一気に進み、IFRS は日本基準や米国基準と異なる会計基準に改正されました。このような会計基準の改正は日本の会計基準の改正にも繋がりました。適用する基準による差異が、退職給付制度の運営にどう影響を与えるのかが注目されます。

1. はじめに

現在のような発生主義に基づく退職給付会計の魁となったのは、1985 年に米国で定められた基準書第 87 号 (SFAS87 号) です。その後、1998 年 2 月に国際会計審議会は IAS19 号を公表し、日本でも同年 6 月に退職給付に係る会計基準が公表されました。これらの基準では、発生した数理計算上の差異や過去勤務費用について、その後の一定期間で費用処理を行う、いわゆる遅延認識の手法が使われていました。損益計算書で費用（あるいは利益）として処理された額を帳簿価格に反映していくため、貸借対照表に計上される積立状況は、期末の退職給付債務から年金資産を差し引いた額から、

さらに費用処理が繰り延べられている（未認識の）数理計算上の差異等を差し引いた額となっていました。

退職給付会計は、積立状況を企業の財政状態に反映することが 1 つの目的であるものの、財務諸表に計上されている（オンバランスされている）額は実際の積立状況とは異なる状態でした。特に、図表 1 に示したように未認識項目の存在によって、実際には積立不足でも貸借対照表には積立超過となり、資産が計上されるケース（あるいはその逆）があり、財務諸表の利用者をミスリードする懸念があったと言えます。

2. 海外における基準改正の動き

そうした懸念が顕在化したのが、エンロン事件（2001 年）、ワールドコム事件（2002 年）と立て続けに米国で起こった不正会計事件です。両事件は退職給付会計に関する不正が行われたわけではありませんが、オ

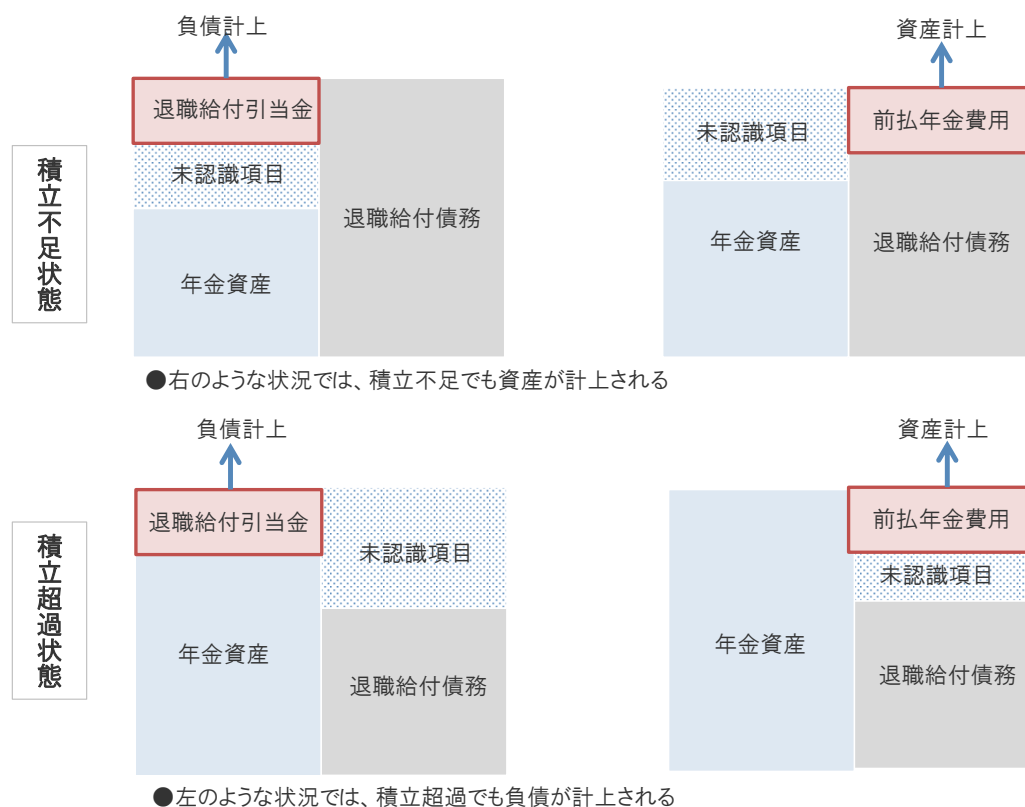
フバランスの会計処理全般を見直す機運を高めることになりました。

米国ではこの事件の後、2002 年にサーベンス・オクスレー（SOX）法が制定され、2005 年に米国証券取引委員会（SEC）が

「2002年サーベンス・オクスレー法第401条(c)に従ったオフバランス取引、特別目的の事業体および発行体による提出書類の透

明性改善に関する報告と提言」というレポートを作成しました。

(図表1) 未認識項目の状況と貸借対照表への負債及び資産の計上



SECによる本レポートは、オフバランス取引について警鐘を鳴らし、その中で退職給付会計の問題点についても指摘しました。

具体的には、①貸借対照表に退職給付債務と年金資産を相殺した差額が計上されている点、②数理計算上の差異等の遅延認識によって貸借対照表には実際の積立状況が反映されない点、です。

指摘された課題を解消するために、改正された基準がSFAS158号です。SFAS158号は、それ以前にはSFAS87号(事業主の年金会計)、SFAS88号(給付建年金制度の清算及び縮小ならびに雇用終了給付に関する

事業主の会計)、SFAS132号(年金及びその他退職後給付に関する事業主の開示)と分かれていた基準をまとめたうえで、改訂されたものです。2006年9月に基準が確定し、同年12月15日以降に開始する事業年度から適用が開始されました。

SFAS158号における最大の改正点は、貸借対照表への負債(あるいは資産)計上方法の見直しです。改正によって、退職給付債務(PBO)と年金資産の差額がそのまま貸借対照表に表示される、いわゆる「即時認識」が実現されました。発生した数理計算上の差異および過去勤務費用は、その他

の包括利益に損益を計上します。結果的に、退職給付債務及び年金資産は期末の価格で評価され、貸借対照表には両者の差額がそのまま反映されることになりました。

なお、SFAS158号では、退職給付債務と年金資産の相殺表示や退職給付費用の算出方法は変更されませんでした。退職給付費用の算出に関してはその他の包括利益に計上された数理計算上の差異等を、従来通りにその後の一定期間で損益計算書で認識します。このように一旦その他の包括利益に計上された損益をその後の損益計算書に反映していくことを「リサイクリング」と言います。

また、「回廊（コリドー）ルール」も継続されました。回廊ルールとは、数理計算上

の差異が一定範囲（退職給付債務、年金資産のいずれか大きい方の10%以内）に収まっている場合には、費用処理を要しないという処理方法です。

一方、国際会計基準でも、退職給付会計の見直し機運が高まり2010年4月にIAS19号の改正案が公表され、2011年6月に改正基準が確定しました。改正後のIAS19号は、即時認識を行うことは米国と同様ですが、①期待運用収益を費用要素としない（代わりに年金資産×割引率で求める利息収益を費用要素とする）、②その他の包括利益に計上した再測定をその後の損益計算書に反映しない（ノンリサイクリング）、③回廊ルールを廃止する、といった点でSFAS158号とは大きく異なっています。

3. 日本における会計基準の改正

日本では、2010年6月に会計基準の改正案が公表されましたが、IFRSの適用等に対する日本のスタンス決定が遅れるなどで長らく審議が中断していました。その後、2012年1月に審議が再開され、同年5月に新基準が確定しました。

日本基準の改正については、開始時期がIFRSの基準改正スケジュールと重なっていたため、二段階で行われる予定でした。2012年5月の改正は、その第1段階で、当初はその後IFRSの改正案の内容を勘案して、第2段階がスタートする計画でした。しかし、第1段階の改正後4年が経過した現時点においても第2段階の見直しに着手する動きはありません。

日本基準の改正は、即時認識の導入の他、退職給付債務の計算方法の見直しや情報開示についてIFRSに合わせる内容となって

います。この結果、改正後の日本基準は、情報開示の内容や回廊ルールの適用の有無を別にすれば、ほぼ米国基準と同様の処理となりました。従って、IFRSとは大きく異なる部分があります。なお、IFRSと同様に、日本基準から「リサイクリング」や「期待運用収益」をなくすことについては、ASBJ内では反対意見が多勢であり、これが第2段階の基準見直しが行われない要因であると推測されます。

数理計算上の差異・再測定のリサイクルについて若干の補足説明をしておきます。その他の包括利益は、未実現の利益であるため、本来は損益が実現した時点で損益計算書に表示すべきと考えられます。しかし、IFRSでは退職給付の再測定に関しては、純損益（実現損益）に振替える時期や金額を算定する基礎を識別することが困難である

として振替えないとしています。これに対して、日本では原則通り、その他の包括利益については、いずれ実現損益となるため、必ず純損益に振替えられるべきとしています。退職給付の数理計算上の差異については、個々の従業員毎には給付までの期間に

損益が実現するはずであり、概ね平均残存勤務期間中に実現するとして損益計算書に振り替える処理をします。ただし、日本の基準は平均残存勤務期間内の一定期間での費用処理としています。

4. 会計基準の改正の影響

退職給付会計導入後、割引率の低下や運用パフォーマンスの変動による数理計算上の差異の発生は退職給付費用の変動を通じ、企業業績に少なからず影響を与えてきました。そのため、多くの企業は、費用の安定化を目指して退職給付制度のリスクを抑制するようになってきました。キャッシュバランス・プランや DC の導入、あるいは資産運用リスクの引下げなどはそうした企業行動の表れと言えます。

退職給付会計基準が改正されると、退職給付債務や年金資産変動の状況が即座に財務諸表に反映されるようになるため、導入後には財政状況が悪化するのではと懸念する声も多く出ました。幸い、導入初年度の 2012 年度以降は 3 年連続して年金資産が高パフォーマンスを示したため、企業の財務内容を大きく悪化させるような事態は回避されました。しかし、退職給付債務や年金資産の変動がそのまま企業の財政状態に反映されるようになるため、企業は一層リスク抑制に進む可能性があります。現状のようなマイナス金利政策の下では、そうした考えが顕著になって不思議ではありません。

一方で、日本でも IFRS を任意適用する企

業が増加しています。前述の通り、IFRS では再測定を損益計算書に計上しないため、前提条件の変更や前提条件との乖離に伴う退職給付債務の変動、さらに利息収益および掛金・給付以外の年金資産の変動については、直接的には当期純利益に影響を及ぼさなくなります。この結果、IFRS 適用企業では、退職給付のリスクに対する考え方が変化する可能性があります。つまり、退職給付のリスクを必要以上に圧縮しなくても良いという考え方です。

IFRS も日本基準も(さらには米国基準も)退職給付が自己資本に与えるインパクトは変わりませんが、企業が事業活動で得た成果を示す当期純利益に影響を及ぼさないという点では、企業行動を変える要素になり得ます。そうした考え方が定着すれば、より長期的な視点で年金制度のあり方、制度の持続可能性を高めるための適正なリスク・コストの負担のあり方が検討されることになると思われます。年金制度は本来長期的視点に立って制度運営されるべきものであり、持続可能性のある健全な年金制度を阻害しないような会計基準作りが望まれます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野 正徳

アメリカの私的年金改革の変遷と動向 その4

IRAの仕組みと日本への示唆

前号では、自己責任を原則としたアメリカの公的年金を補完する私的年金の中で、私的年金資産の31%を占めるまでに拡大している「個人退職勘定（IRA：Individual Retirement Account）」の創設とその変遷について解説しました。

今回は、IRAの仕組みとその拡大の背景について分析し、日本への示唆について考えます。

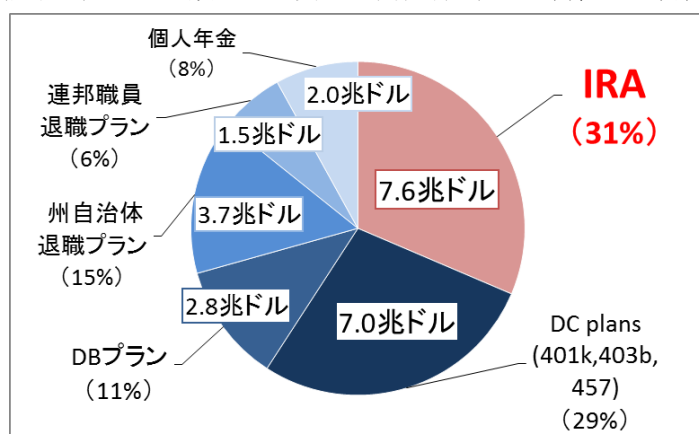
1. IRAの仕組み

アメリカでは公的年金の給付水準は必要最低限の水準（所得代替率4割）とし、公的年金の保障を小さく抑え、老後所得保障は公的年金を私的年金や個人貯蓄により補完する政策を強く進めてきました。

私的年金の推進策として、1974年のエリサ法により創設された「個人退職勘定制度

（以下、IRA）」の資産額は、他の退職プランからの移換を中心に、2016年第2四半期では7.6兆USドルに達し、DCプラン残高（7.0兆USドル）を上回り、私的年金資産合計（24兆4620億USドル）の31%を占めるまで資産規模を拡大しています（図表1）。

（図表1）IRAの類型別の資産残高割合（2016年第2四半期）



出所：ICI (2016) 「The U.S. Retirement Market, Second Quarter 2016」(Table 1) より筆者作成

IRAは創設当初は、企業年金がない小規模企業被用者と自営業者に対して税制上の優遇措置として税の恩恵のある退職所得口座の提供を目的とするものでしたが、私的

年金推進のため1981年に企業年金加入者を含めて全ての被用者（公務員含む）と専業主婦に適用範囲が拡大されました。

その後、1997年には課税形態の異なる種

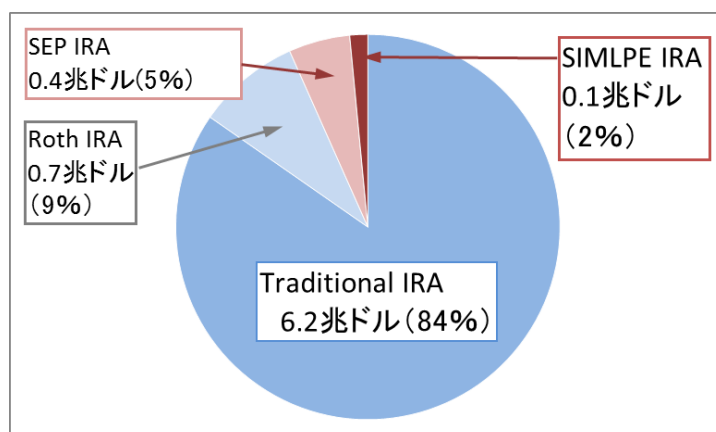
類の Roth IRA が創設され、多様化する人々のニーズに対応しました。IRA は課税形態の違いにより 2 種類に分けられます。拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税の「Traditional IRA」と、拠出時課税、運用時非課税、給付時非課税の「Roth IRA」です。

一方、中小企業に対する私的年金の推進策としては、IRA を企業年金として利用するため、1978年にIRAの個人口座に事業主拠出を可能とする「SEP IRA (Simplified

Employee Pension)」、1996年に設立手続きと制度運営を簡素化した「SIMPLE IRA (Saving Incentive Match Plan for Employee IRA)」が創設されました。

IRA の資産残高の内訳は、2015年で「Traditional IRA」が6.2兆USドルでIRA資産全体の84%を占めており、「Roth IRA」が0.7兆USドル(9%)、「SEP IRA」は0.4兆USドル(5%)、「SIMPLE IRA」0.1兆USドル(2%)となっています(図表2)。

(図表2) IRAの類型別の資産残高割合(2015年)



出所：ICI (2016)「The U.S. Retirement Market, Second Quarter 2016」(Table 8)より筆者作成

2. Traditional IRA

Traditional IRA は、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税 (EET 型) の制度で、拠出については限度額まで所得控除が受けられます (個人で確定申告を実施)。

年間非課税拠出枠は、設立当初は 1,500 ドルまたは所得の 15% のどちらか少ない方の金額まででしたが、1981 年の税制改正により企業年金に加入する被用者等への対象拡大が実施された際に、非課税拠出枠も 2,000 ドルまたは所得の 100% のどちらか少ない方の金額までに拡大されました。

1997 年の税制改正では、配偶者と共同申

告 (Married Filing Jointly) する場合の非課税拠出枠が新たに設けられました。配偶者枠として 2,000 ドルが追加され、夫婦合わせて 4,000 ドルまでに拡大されました。

2001 年、2008 年に非課税拠出枠が 1 人 4,000 ドル、5,000 ドルと拡大され、さらに 50 歳以上拠出者には、キャッチアップ拠出としてプラス 1,000 ドルの非課税拠出枠が追加されました。さらに、2013 年には非課税拠出枠が 1 人 5,500 ドルに引き上げられ、50 歳以上の非課税拠出枠は 6,500 ドル (夫婦合算では \$13,000) となりました (図表 3)。

(図表3) IRAの年間非課税拠出枠の推移

	50歳未満	50歳以上
1974年(創設時)～	\$1,500	—
1981年税制改正～	\$2,000	—
1997年 〃 ～	\$4,000(うち配偶者枠\$2,000)	\$6,000
2001年 〃 ～	\$4,000(1人当り)	\$5,000(うちキャッチアップ拠出\$1,000)
2008年 〃 ～	\$5,000(1人当り)	\$6,000(うちキャッチアップ拠出\$1,000)
2013年 〃 ～	\$5,500(1人当り)	\$6,500(うちキャッチアップ拠出\$1,000)

出所：米国内国歳入庁（IRS）Publication 590 (2012), Individual Retirement Arrangements (IRAs)

IRA口座は銀行、証券会社などの金融機関で自由に開設ができ、1人で複数の金融機関にIRA口座を保有することも可能です。Traditional IRAとRoth IRAを1人で同時に保有することもできます（別々に口座を開設）。複数の口座を保有している場合の拠出限度額はTraditional IRAとRoth IRAの拠出合計額等を合わせて、年間非課税拠出枠以内となります。IRA口座への拠出は定期的でも随時でも可能です。IRA口座間での資産移換も可能ですが、資産移換をした場合はその後1年間IRA口座間の資産移換はできません。

金融商品は金融機関ごとに異なり、IRA口座を開設した金融機関が取り扱う金融商品の中から、自ら運用商品を選択します。銀行であれば定期預金（CD）や投資信託（Mutual Funds）等があり、証券会社であ

れば個別株式への投資も可能です。運用管理コストは各金融機関で異なり、運用益は非課税となります。

会社を辞めた場合など、401kなどの他の退職プランの積立金をIRA口座に非課税で移換（ロールオーバー）することが可能です。通常、被用者が転職の際に退職プランから給付金を受給した場合は所得として課税されますが、自らのIRA口座へ60日以内に移換した場合は課税がされません。

支給は59.5歳以降70.5歳までに開始することができ、70.5歳以降の最初の4月1日までに開始することが義務付けられています。IRAは退職後の資産形成を目的とするため中途引き出しが制限されており、59.5歳より前に引き出した場合は10%のペナルティ課税が行われます。

3. Roth IRA

Roth IRAは、1992年にウィリアム・ローズ上院議員の提案により1997年の納税者救済法で新設されました。Traditional IRAが、拠出時非課税による課税繰り延べの恩恵を受ける制度であるのに対して、Roth IRAは、課税済所得から拠出を行うことにより、運

用益の非課税措置の恩恵を受ける制度で、拠出時課税、運用時非課税、給付時非課税（最初の拠出から5年経過必要）（TEE型）です。

Traditional IRAは給付時に所得として課税されるのに対して、Roth IRAは課税済所

得からの拠出であり、給付時には課税されません。さらに、Traditional IRAのような引き出し年齢の制限はなく、口座開設後5年以上経過していればいつでも自由に引き出しが可能です。口座開設5年以内の引き出しには10%のペナルティ課税が行われます。

拠出限度額はTraditional IRAと合算で年間非課税拠出枠内となります。Roth IRAについては、夫婦合算申告者(Married Filing Jointly)で188,000ドル、単身で127,000(2013

年)以上の所得がある人は拠出が制限されます。Traditional IRAからRoth IRAへの移換や、他の退職年金プランからの移換も可能ですが、移換金額に対しては所得税が課税されます。

Traditional IRAは59.5歳から70.5歳までに引き出しを行わなければなりません、Roth IRAでは引き出し開始年齢はなく、永続的にIRA口座に資産を残して、運用益非課税の恩恵を受けることができます。

4. SEP IRA

SEP IRA (Simplified Employee Pension IRA) は1978年に内国歳入法408条k項により創設された制度です。従来の退職プランでは、税制適格を受けるための条件として加入者への説明や管理等が内国歳入法の401条a項、415条、416条等に定められていますが、SEP IRAは、これらの要件を受けない代わりに、408条の要件を受けるため、Section 408k Plan または Employer-sponsored Plan とも呼ばれています。

事業主が従業員名義のIRA口座を開設し、事業主のみが従業員のIRA口座へ拠出を行います(従業員は拠出不可)。対象者は21歳以上で年間550ドル以上の収入がある中小企業従業員及び事業主(Business-owners)、自営業者(Self-employed)で、従業員の人件要件はありません。年間の拠出上限額は、給与総額の25%で最大53,000ドル(2015年)

までです。

拠出は毎年積み立てる必要はなく、毎月でも随時でも可能で、年ごとに積立の有無や金額を変更することができます。引き出しは、59.5歳から70.5歳までの間に行う必要があります、70.5歳以降の最初の4月1日までの給付開始が義務付けされています。なお、59.5歳より前に引き出した場合には10%のペナルティ課税が行われます。また、プラン加入2年以内の引き出しは25%のペナルティ課税が行われます。

設立申請は内国歳入庁(IRS)から無料で提供される書類を用いて簡単に設立申請を行うことができます。また、従来の退職プランでは提出が義務付けられている年次報告書(内国歳入庁IRS、Form5500)の提出が不要とされています。

5. SIMPLE IRA

SIMPLE IRA (Saving Incentive Match Plan for Employees IRA) は、1996年「中小ビジネス職業保護法(SBJPA)」により設立された制度で、従業員100名未満で他に企

業年金がない中小企業で導入が可能です。従来の退職プランでは、税制適格を受けるための条件が内国歳入法の401条a項に定められていますが、様々な手続き要件が煩

雑であるため、小規模企業での導入が中々進まないという事情がありました。

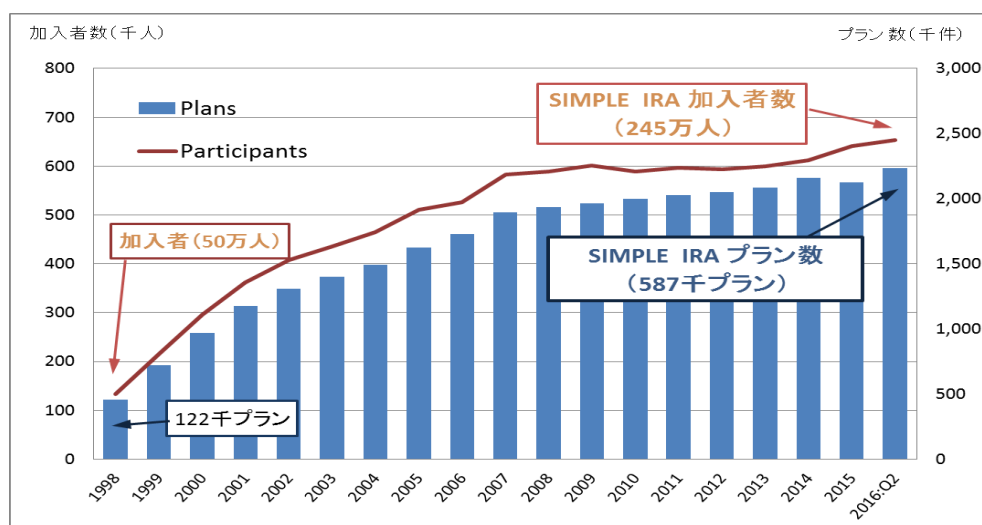
そのため、事業主の設立手続きおよび制度運営の手続きを簡素化した SIMPLE IRA が新たに設立されました。個人拠出を主体としつつ、企業がマッチング拠出できる制度です。対象者は21歳以上で年間550ドル以上の収入がある中小企業従業員です。

従業員拠出は年間12,500ドル（2016年）まで可能で、50歳以上の場合には3,000ドルの上乗せ（キャッチアップ）拠出が可能です。毎年積立金額を変更することができます。従業員拠出に対して企業は給与の3%まで（上限は12,500ドルまで）のマッチング拠出または従業員拠出の有無に関わらず給

与の2%まで（上限は5,300ドルまで）拠出が可能です。引き出しは59.5歳から70.5歳までの間に行う必要があります。70.5歳以降の最初の4月1日までの給付開始が義務付けられています。なお、59.5歳より前に引き出した場合には10%のペナルティ課税が行われ、プラン加入2年以内の引き出しにも25%のペナルティ課税が行われます。

SIMPLE IRA のプラン数と加入者数の推移を見てみると、1998年に122千プラン、50万人であったものが、2015年第2四半期においては、587千プラン、236万人まで増加しており、プラン数、加入者数ともに約5倍になっています（図表4）。

（図表4）SIMPLE IRA のプラン数および加入者数の推移（1998～2015年第2四半期）



出所：ICI (2016) 「The U.S. Retirement Market, Second Quarter 2016」 (Table 8) より筆者作成

6. 日本DCとアメリカIRAの比較

日本の確定拠出年金（DC）は、平成13年施行の確定拠出年金法により新設された制度で、企業年金における企業と加入者のリスク分担の観点から、諸外国で推進されていた確定拠出年金制度をわが国に取り入

れたものです。日本の企業型DCはアメリカの401kプランを参考に、個人型DCはアメリカのIRAを参考にして制度設計が行われました。現状の日本の個人型DCとIRAを比較すると次のようになります（図表5）。

(図表5) 日本の個人型DCとアメリカの401k・IRAとの比較

		<日本>	<アメリカ>			
		個人型DC	401k	Roth 401k	Traditional IRA	Roth IRA
(1)根拠法		確定拠出年金法	内国歳入法 (IRC: Internal Revenue Code)		従業員退職所得保障法 (ERISA法: Employee Retirement Income Security Act)	
(2)設立		2001(H13)年	1978年	2006年	1974年	1997年
(3)加入者		国民年金第1～3号被保険者 (2017.1.1～)	401k実施企業の従業員		70.5歳までの所得のある者(公務員及び自営業者含む)及びその配偶者	
(4)加入者数/残高		28.6万人(H28.10末) (出所:厚生労働省)	9,300万人(2013年)(出所:米国労働省) 資産7.0兆ドル(2016年)(出所:ICI)		IRA全体で5,250万人(2010年) 7.6兆ドル(2016年)(出所:ICI)	
(5)支給開始年齢		60歳～70歳(通算加入者等期間により支給開始年齢の制限有) (5年以上20年以下の年金または一時金)	59.5歳～70.5歳及び死亡・重度障害時、59.5歳未満は10%課税		59.5歳～70.5歳及び死亡・重度障害時59.5歳未満は10%課税	59.5歳～及び死亡・重度障害時(引出し期限なし)
(6)税制	拠出	非課税(Exempt)(月額) 1号加入者:6.8万円 2号加入者:企業型無かつDB無:2.3万円、企業型有かつDB無:2万円、DB有:1.2万円 3号加入者:2.3万円	非課税(Exempt) 50歳未満:18,000ドル(年額) 50歳以上:24,000ドル(年額)	課税(Taxed)	非課税(Exempt) (拠出限度額) 50歳未満:5,500ドル(年額) 50歳以上:6,500ドル(年額)	課税(Taxed)
	運用	運用益非課税(Exempt) 年金資産課税(Taxed) (特別法人税)	非課税(Exempt)	非課税(Exempt)	非課税(Exempt)	非課税(Exempt)
	給付	課税(Taxed) 年金:公的年金等控除一時金:退職所得控除	課税(Taxed)	非課税(Exempt)	課税(Taxed)	非課税(Exempt)
(8)ポータビリティ		企業型DCへ移換可	他の401k・IRAへ移換可	他のRoth 401k・IRAへ移換可	他のIRAへ移換可	他のIRAへ移換可

出所:筆者作成

7. 日本への示唆

アメリカでは公的年金の保障を小さく抑え、私的年金を拡充する政策を進めてきました。日本も公的年金では支給開始年齢の段階的引き上げと給付水準の適正化が行われ、その機能は縮小しつつあります。

IRAは創設当初は、企業年金がない小規模企業被用者と自営業者を対象としていましたが、私的年金の推進策のため企業年金加入者を含めて全ての被用者(公務員含む)と専業主婦に適用範囲を拡大しました。

日本でも昨年6月3日に公布されたDC

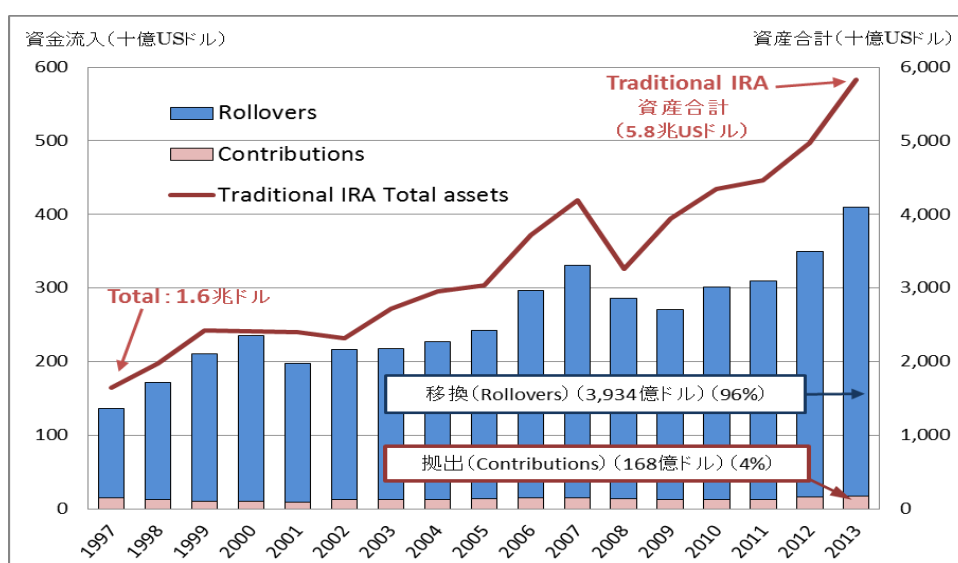
改正法において、今まで企業年金がない被用者と自営業者等を対象としていた個人型DCについて、企業年金加入者を含む全ての被用者(公務員含む)と専業主婦に適用範囲の拡大が、平成29年1月1日から施行されました。

また、アメリカでは中小企業に対する私的年金の推進策として、IRAの個人口座に事業主が拠出する「SEP IRA」を導入しましたが、これを参考に日本でも個人型DCへの「中小事業主掛金納付制度」が創設され

る予定です。さらに、アメリカでは中小企業が私的年金を導入しやすいように設立手続きと制度運営を簡素化した「SIMPLE IRA」が導入されましたが、これを参考に日本でも「簡易型 DC 制度」の創設が予定されています。まさに、アメリカのIRAと同じ道を日本のDCも歩み、私的年金の拡充を推進しています。

そして、IRAには他の退職プランからの受け皿としての機能があり、これがIRAの資産残高を拡大している最大の要因となっています。Traditional IRAの資金流入経路をみると、拠出(Contributions)の割合よりも、他の退職プランからの移換(Rollovers)の割合が多く、入金資金全体の89~96%を占めています(図表6)。

(図表6) Traditional IRAの入金経路(1997~2013年)



出所：ICI (2016)「The U.S. Retirement Market, Second Quarter 2016」(Table 9)より筆者作成

高齢化が進展するわが国において、公的年金の機能縮小は避けられず、私的年金による老後所得保障機能の向上が必要です。

IRAが発達した背景には、401kなどの他の退職プランからの資産移換の受け皿であることがあります。日本では企業年金間でのポータビリティがありますが、会社退職金の受け皿はなく、転職を繰り返した場合など、少額の退職金では十分な老後保障機能を持った個人年金保険の購入は難しいと思われる。雇用流動化の進展と雇用形態

が多様化する中、会社退職金を老後所得保障とする仕組み作りが必要です。

また、老後所得保障機能を維持するためには、中途引き出しに制限が必要ですが、一定要件に限って、ペナルティ課税での中途引き出しを認めるような仕組みも必要と思われます。IRAなどの諸外国の私的年金を参考に、日本の私的年金のさらなる拡充策が必要です。なお、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 菅谷 和宏

<コラム> アドリブ経済時評

新年にあたって

年の初めにはいつも、今年こそ、何か有益なことをしなければと考えてしまう。

私事だが、実は、この3月で12年勤めた大学を去ることになっていて、これからどうしようかということもある。

ノーベル賞をとったボブディランが、学生たちと同じ21歳のとき「世の中で一番の悪党は、間違っているものを見て、それが間違っていると頭でわかっている、目を背けるやつだ」と言ったということ、最近知った。凄く気になっている。

筆者の専門分野には、大きくて未解決な問題が少なくとも3つ残っているのである。

第一に、証券市場では、国債などによる国の借金がGDPの2倍、1千兆円以上にも膨らみ続けていて、ギリシャみたいにはならないのかと、学生のみならず一般の人にまで聞かれる始末だ。日銀が国債など400兆円も買い込んだが、そんなに遠くないアベノミクスの金融政策の結末はどうなるのか。

さらに、コーポレート・ガバナンス（「企業をめぐる利害関係者の権利と責任の構造」と定義される）でも大問題が出てきている。

第二の問題として、いわゆる格差問題が見過ごせないほどになってきた。トランプ大統領誕生の原因とも言われるが、学生たちには「自分も簡単に貧困層になるかもしれない」という恐怖感になってきた。

第三に、企業が関与する利害そのものが変化せざるを得ないという状況がある。企業が負うべき責任が、経済的なもの→法的なもの（コンプライアンス）→倫理的なもの→社会的なものへと広がってきてCSR（Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任）までが問われるようになってきたのである。

CSRの目的は2012年、「sustainability（持続社会の追究）」と規定されたが、根本的には「長期的に50億人しか暮らせない地球に、すでに73億人を超える人々が暮らしている」という現実のためであろう。

気候変動、生物多様性（絶滅種の増加問題）、資源枯渇などが地球的な大問題となってきた。例えば、国連環境計画（UNEP）が「今のままだと2050年には、乱獲と気候変動によってカツオやマグロなどの大型魚類は、ほぼ消滅する」などと予測している。また、産業革命以降すでに1度上昇したという地球の「平均気温」は今世紀末には4度上がるとも言われる。

浅学菲才な自分であるが、研究させてもらったからには、まだまだ発言していく義務がある。

解り易く資料を工夫して、フェイスブックなどで発言したり、ボランティアも厭わずに講演と執筆を続けようと思う。

2016年12月26日

青山学院大学 社会情報学部教授 岩井 千尋

- 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。